

移動等円滑化取組報告書（福祉タクシー車両）

（ 2年度）

住 所 豊田市広久手町二丁目28番地の1

事業者名 名鉄東部交通株式会社
代表者名 取締役社長 大竹 宏

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 福祉タクシー車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる福祉 タクシー車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
UD車両	すべての普通タクシー(186両)をUD車両に置き換える。	12台更新(計186台中65台のUD車両を導入)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員	乗務社員はすべてUD研修を受講する。	約9割

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
コールセンターでUD車両の動向を把握	UD車両が必要な時には配車センターで配車可能台数・空車車両の分布を把握しているため、即時配車が可能。	UD車両数が充分でなかったため、UD車両をすぐに配車できない場合があった。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務社員の研修	乗務社員は原則、全員がユニバーサルドライバー研修を受講する。全乗務社員を対象に、車イス使用者の乗降支援を定期的に行っている。	ほぼ全員が受講

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・他の接続する交通機関（乗合バス、福祉タクシー、NPO団体等）の動向や、一体化・連続化したバリアフリー化を行うため、定期的に市町村、交通機関の参画した会議に参加する。 ・必要なバリアフリー情報について、タクシー事業部より社員に情報発信する推進体制を構築する。
--

(3) その他

--

II 福祉タクシー車両の移動等円滑化の達成状況

(2021年3月31日現在)

	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数					
	計	車椅子対応車数	うち、ユニバーサルデザインタクシー車両数	寝台対応車数	兼用車数	回転シート車数
前年度車両数	53	0	53	0	0	0
年度末車両数	65	0	65	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第9号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項又は第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. 車椅子対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。

3. ユニバーサルデザインタクシーの台数の欄には、2の車両のうち、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成24年国土交通省告示第257号）第4条第1項の規定に基づき、ユニバーサルデザインタクシーの認定を受けている車両の合計数を記入すること。

4. 寝台対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、寝台等を使用している者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。

5. 兼用車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者及び寝台等を使用している者のいずれをも輸送することができる車両の合計数を記入すること。

6. 回転シート車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和3年6月1日

住 所 豊田市広久手町二丁目28番地の1

事業者名 名鉄東部交通株式会社

代表者名 取締役社長 大竹 宏

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社が保有する営業車両について、普通車両については順次ユニバーサルデザインタクシー（UD車両）に更新する。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

① 全乗務社員はユニバーサルドライバー研修を受講する。

UD車両の実車研修を定期的を開催する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
UD車両	全ての普通タクシーをUD車両に置き換える。(計186台)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の配置	乗務社員は全てUD研修を受講する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
コールセンターで指定車両の動向を把握	UD車両が必要な時には、コールセンターで台数・分布を把握しているため、即時配車が可能。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務社員の研修	乗務社員は原則、全員がユニバーサルドライバー研修を受講する。
車イス使用者の乗降支援の実技研修の実施	全乗務社員を対象に、車イス使用者の乗降支援を定期的に行っている。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・他の接続する交通機関（乗合バス、福祉タクシー、NPO団体等）の動向や、一体化・連続化したバリアフリー化を行うため、定期的に市町村、交通機関の参画した会議に参加する。 ・必要なバリアフリー情報について、タクシー事業部より社員に情報発信する推進体制を構築する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
車両数の変更	普通車両数 188 両→186 両	減車による

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。